

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
(地方労働委員会事務局)

公布された規則のあらまし

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則(規則第百十号)

一 趣旨

地方労働委員会事務局の組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 総務課に置く係を改めることとした(第二条関係)。
- 2 個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事し、又は処理するため、事務局に参事、主幹、主査及び主事を置くことができることとした(第五条の一関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年十月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百十号

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方労働委員会事務局の組織に関する規則(昭和四十一年北海道規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

総務課
文書
調査資料
係

を

総務課
企画
調整

係に改める。

第五条の二の表を次のように改める。

課	事務局			職務
	主査	主幹	参事	
主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事する。	上司の命を受け、個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事する。	職務
主幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事する。	上司の命を受け、個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事する。	上司の命を受け、個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事する。	職務
参事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事する。	上司の命を受け、個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事する。	上司の命を受け、個別的労使紛争のあつせんに関する事務に従事する。	職務

第五条の二に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局に主事を置き、主事は、上司の命を受けて事務に従事する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課